

附表 3 - 2 その他移住関連事業（2） 就業創業支援

市町村	区分	概要（R5. 4. 1現在）
北見市	農林水産業への就業支援、担い手育成支援	新規参入就農支援事業（2年間の農業研修を終え、北見市内で農地を確保して就農し、年齢が20歳以上46歳未満の方を対象に、経営を開始した時から、毎月62,500円を24ヶ月を限度に補助します。）
	農林水産業への就業支援、担い手育成支援	農業研修生受入推進事業（農業研修生に対し、月額62,500円を上限とし日額2,500円を助成します。）
	農林水産業への就業支援、担い手育成支援	大型免許等取得費助成事業（就農時の年齢が18歳以上50歳未満で、当該年度又は前年度に就農し、 （1）青年等就農計画の認定を受け、市内の農地を確保し就農した方 または（2）農業経営改善計画の認定を受けた者の後継者として市内に居住し、市内で農業に従事している方に、大型免許、大型特殊免許、けん引免許取得に要する経費の2分の1以内で、20,000円を限度に補助します。）
	求人情報の提供	北見市若者就活応援サイト K I T A M I W O R K S の運営（ウェブサイト上で企業情報・求人情報を提供します。）
	起業（創業）支援	創業促進補助金（創業に向けた資金繰りをサポートするため、店舗などの家賃や改装費、事業で使用する備品等の購入費、事業の広告宣伝費などの一部を補助します。）
網走市	起業（創業）支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で新たに事業を起こそうとする方に対し、店舗開業に要する経費の一部（対象経費の1/2以内、上限50万円）を助成</li> <li>・中心市街地商店街の空き店舗を活用して起業する方に家賃費用（開業後1年間の店舗賃借料の1/2以内、上限10万円/月）や店舗改修費用（開業に伴う店舗改修に要した経費の1/2以内、上限100万円）を助成</li> <li>・市内中小企業等が行う初期段階の研究開発やアイデアプラン等を支援（対象経費の10/10以内、上限30万円）</li> <li>・新製品・新技術事業（対象経費の1/2以内、上限200万円）、商品化事業（対象経費の1/2以内、上限100万円）を支援</li> </ul>
	農林水産業への就業支援、担い手育成支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規参入者の円滑な就農を目的として、経営開始より5年間分の固定資産税相当額を助成。</li> <li>・農家子弟及び他産業からの新規就農者に対し、1万円相当のギフトセットを贈る（網走市農政推進協議会事業）。</li> </ul>
紋別市	その他	紋別市Uターン等促進事業（資格取得・定着奨励・奨学金返済支援・就職活動支援・インターンシップ受入奨励）：本州又はオホーツク振興局管内を除く北海道内の地域に住居登録をしている方で、紋別市Uターン情報センターに求職登録をし、当市に移住を検討している方を受け入れ、移住者に支援している企業に対する助成制度
	合同企業説明会・就職相談会等の実施	紋別市及び近隣町村の高校生を対象とした地元産業説明会実施
	求人情報の提供	ハローワークなどの求人情報を提供
	起業（創業）支援	【紋別市商業環境整備促進事業】紋別市内の中小・小規模企業者が行う店舗の整備拡充に係る事業に対して、店舗の新増改築及び内外装工事並びに附帯設備の整備等に対して補助する制度※令和3年4月1日から令和8年3月31日まで、特定の業種の方に対して、補助率5/10、3/1、補助上限金額1,000万円※対象地域の制限あり
	起業（創業）支援	紋別市内で新たに創業される方、第二創業をする特定の業種の方に対して、店舗の新築及び改修、起業化に伴う備品購入等について補助をする制度
起業（創業）支援	<p>【中心商店街空き地空き店舗活用支援事業】</p> <p>空き店舗を活用する飲食店またはサービス業等を行う方に対して、3年間、家賃補助をする制度補助率：1年目1/2、2年目1/3、年目1/8上限額1ヶ月20万円</p> <p>※1 紋別市創業促進事業及び紋別市商業環境整備促進事業との併用可</p> <p>※2 対象地域の制限あり</p>	

美幌町	求人情報の提供	ハローワークなどの求人情報を提供
	農林水産業への就業支援、担い手育成支援	農業体験実習：18～50歳までの女性限定で、農場併用施設に宿泊しながら農業体験・農家実習農機、交流・イベント参加などが体験できる。
	農林水産業への就業支援、担い手育成支援	条件を満たした新規就農研修者に資金貸付や家賃助成を行う。
	農林水産業への就業支援、担い手育成支援	新規就農者に対し経営開始時に必要となる準備費用として200万円を補助。その他農用地等賃借料補助、固定資産税相当額の補助、農用地等取得補助がある。
	農林水産業への就業支援、担い手育成支援	新規農業従事者（農家子弟）に対し、就農に必要な資機材購入費、資格取得、研修費用として100万円を補助
	農林水産業への就業支援、担い手育成支援	・町内に住所を有し、町内で造林業を営む事所又は町内の製材事業所に令和4年4月1日以降に新規で就職される方を対象に、就職後1年経過する毎に※定額を補助。（最大3年間） ※林業従事者：年額24万円 製材従事者：年額12万円  ・町内在住の林業従事者又は町内で造林業を営む事業所を対象に、購入するチェーンソー、刈払機の購入費用の1/2を補助。※補助上限は20万円まで。
	起業（創業）支援	起業に要する経費の2/3、店舗賃借料等の10/10を補助（上限200万円）
	起業（創業）支援	中心市街地の空き店舗を借用して活用する場合、上限を2万円として月額家賃の補助をする。
	その他	町の中小企業融資制度を利用した場合、利率の20%、保証料の90%（新規起業については100%）を補助する。
	その他	看護師等医療従事者で、本町に住所を有し、新たに町内医療関係施設に就業する者に、就業後1年経過毎に25万円を3年間継続して補助する。また、本事業該当者で新たに町内賃貸住宅に居住する者に転居する費用について、20万円を限度に補助する。 <b>（ただし、国家・地方公務員を除く）</b>
その他	町内の介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所又は医療機関において新たに常勤雇用された介護従事者に対し、家賃（1ヶ月分）、敷金、礼金、転居運送費用の実費相当分を補助する。※限度額20万円	
その他	医療・介護従事者、幼稚園、保育園等に新規就業した方の奨学金返還を支援。※交付申請日前1年間に返還した額の1/2以内、最大20万円 ※最大10年間	
津別町	起業（創業）支援	町内において新たに事業活動を行う方、現在事業を行っている方の施設・設備投資、増改修等を支援
	求人情報の提供	庁舎内やホームページで求人情報の提示
	その他	町内において若年者(35歳以下)の正規雇用積極的に取り組む小規模事業者を支援
	その他	介護保険施設において、新たに常勤雇用として就職する施設従事者を対象に、就業支援補助金及び住宅準備補助金を交付
	その他	新たに町内の林業事業体に就職する林業従事者を対象とした就業支援補助金及び住居準備補助金
	農林水産業への就業支援、担い手育成支援	新たに町内において農業を営む新規参入者に対し、賃借料の一部補助・経営自立安定補助金の交付・固定資産税相当額の補助・借入金の一部利率補給を行う。
	その他	町内に新規に就職し居住する方の奨学金返済助成
清里町	起業（創業）支援	小売業、飲食業、サービス業、医療・福祉関係で起業を計画している方へ向けた交付金（最大2000万円）。
小清水町	求人情報の提供	ハローワークなどの求人情報を提供
	起業（創業）支援	新たな空き店舗などを活用した商業経営を行う方に対する補助。対象事業費1/3（上限額200万円）
訓子府町	起業（創業）支援	店舗等の新築、空き店舗等の活用により、商工業の起業及び第二起業を行う者に対して補助を行う。（最大300万円）
	農林水産業への就業支援、担い手育成支援	農業担い手の育成に対して補助を行う。
置戸町	農林水産業への就業支援、担い手育成支援	新規就農者に対する各種補助：2年間毎月支援金支給、固定資産税相当額補助、利子補給1/2（10年間）等
	起業（創業）支援	空き店舗等を利用して新たに商工業の起業を目指す者に対し、空き店舗等の改修費用と賃借料の一部を支援（上限500万円）
	起業（創業）支援	置戸町内で起業する者に対し、応援金100万円を支給
	起業（創業）支援	オケクラフト工房を設立する者に対し、応援金100万円を支給
佐呂間町	起業（創業）支援	○商工業活性化事業補助金 創業者に対し、施設整備費に3/10を乗じた額以内を補助（600万円上限） ○小規模事業者開業支援補助金 町内で新たに開業する商工業事業者を支援（商工会への加盟など各種要件あり）
	合同企業説明会・就職相談会等の実施	通年雇用促進協議会による通年雇用化支援 支援セミナー、建設機械等技能講習、資格取得支援事業
	農林水産業への就業支援、担い手育成支援	○新規就農予定者就農研修支援資金貸付 新規就農を目的とした研修期間中における研修支援資金の貸付（最高24ヶ月まで） ○経営自立安定補助金 農地、農業用施設、機械、家畜等を購入するために借入れる農業制度資金等に対して助成（借入金の1/5以内、限度額は1,000万円） ○農業次世代人材投資事業 認定新規就農者等に対して最長5年間助成金を交付（年間最大150万円、配偶者有の場合は225万円 ※前年所得に応じて変動）

遠軽町	農林水産業への就業支援、担い手育成支援	新規就農奨励金：1経営体200万円を限度に交付（各種要件有り） 新規農業従事者：町内において2親等以内の親族が経営する農業経営体に就農する者に1人60万円を交付。
	農林水産業への就業支援、担い手育成支援	農地賃借料助成金：農用地の賃借料に対し、5年以内の範囲で年間40万円を限度に助成（各種要件あり）
	農林水産業への就業支援、担い手育成支援	就農先が確定した農業研修生に対して、1月当たり5万円を支給（各種要件有り）
	農林水産業への就業支援、担い手育成支援	農業研修生：1年以上の農業研修が可能な方で、2年間を限度に1月当たり1万円を支給。 体験実習生：1週間以上の体験が可能な40歳未満の方で、60日間を限度に1日当たり1,000円を支給。
	その他	小売業、飲食サービス業又は生活関連サービス業の店舗近代化に対し、経費の3割以内（上限500万円）を3年間にわたり3分割で助成
	起業（創業）支援	空き店舗、空き家を改修、改築し、店舗、事務所、作業場に活用することにより、まちなかのぎわいや交流の場の創出、駅前活性化に寄与するものに対し、200万円を限度に助成
	起業（創業）支援	移住者が起業し、商工会議所又は商工会に加入したときに50万円を支給
	起業（創業）支援	町外で事業を営む企業又は新たに事業を開始する企業が町内に事務所を有する事業所を設置する場合に250万円を限度に補助
	起業（創業）支援	商品開発に係る費用について50万円を限度に助成
湧別町	起業（創業）支援	町内において新規創業する方に対して、事業所の取得等や賃貸に係る経費を助成。および設備・備品の購入に係る費用を助成。
	起業（創業）支援	「北海道UIターン新就業支援事業」に基づき東京圏から移住した方へ移住支援金を交付。
	農林水産業への就業支援、担い手育成支援	新規就農者等への研修等の実施。新規就農者等に対する助成。新規就農者に対する設備費用の助成。
	その他	町内に定住し、就業する者に対し、就学のために貸与を受けた奨学金を返還するための経費を一部助成。
滝上町	起業（創業）支援	滝上町商工会に創業支援窓口を設置
	起業（創業）支援	滝上町企業振興促進補助：町内に事業所を新設又は増設するものに対し助成措置を行う
	求人情報の提供	ハローワークへ求人情報の提供
	農林水産業への就業支援、担い手育成支援	新規就農・農業研修者への支援制度あり（詳細は滝上町ホームページに掲載）
興部町	起業（創業）支援	町内で新たに開業しようとする小規模事業者に対し、開業に要する費用の一部を補助
西興部村	農林水産業への就業支援、担い手育成支援	新規就農者(酪農)を始めた方に対し奨励金の交付 営農開始後の5年間に、農地保有合理化促進事業及び農場リース円滑化事業等に係る賃借料、固定資産税の一部を補助、さらに農業経営に必要な農用地及び農業施設の取得、並びに家畜等を導入するために借入をした農業関係制度資金に対し一部を補助
	農林水産業への就業支援、担い手育成支援	将来の農業の担い手確保のため、農業未経験者でも農業を体験・研修できる仕組みの構築、その後就農に向けた研修へとステップアップできるように、交通費や滞在費を補助
	起業（創業）支援	村内において新規事業の創出、起業などの取り組みや中小企業等の経営基盤の強化を支援し、地域の活性化や産業の振興のために、新たに起業したり、既存の村内事業者等が異業種事業として取り組む場合など支援
	その他	福祉従事者確保支援事業 無資格者、所得見込者、資格取得者に向けた各種就職準備資金付制度が利用可能 研究に係る費用の一部を補助 並びに奨学金貸付制度もある
雄武町	起業（創業）支援	【開業支援助成金】雄武町内に開業するための事業所及び設備を整備する方へ、500万円を上限に事業対象経費の3/4を助成
	起業（創業）支援	【経営支援助成金】雄武町内に事業所を開業した方に対し、開業から3年間、事業所の賃借料（土地及び付属施設は除く。また、敷金、礼金及び管理費は除く）を、月額5万円及び36ヶ月をそれぞれ上限に対象経費の3/4を助成 ※開業支援助成金と併せて利用可能であるが、その場合の上限は合算して500万円
	農林水産業への就業支援、担い手育成支援	新規就農した場合、以下の支援を行います。 奨励金200万円、農業用施設等賃借料の1/2の補助（5年間）、農場等譲渡後の固定資産税相当分の奨励金、借入金の1/5(上限1,000万円)の補助、借入金の利子補給（1/2）（5年間）
	その他	将来、医師、看護師等保健医療技術者となり雄武町の職員として勤務しようとする方に対して月額8万円以内を貸付し、貸付を受けた期間に相当する期間在職した場合、貸付金の返還の債務免除
	その他	将来、土木技師又は建築技師となり雄武町の職員として勤務しようとする方に対して次の支援を行います。 【入学支度金（入学金と入学1年時の授業料の合計）】 大学に入学した方は80万円以内、それ以外の学校へ入学した方は40万円以内を貸付 【修学資金】 土木技師は月額8万円以内、建築技師は月額10万円以内を貸付（それぞれ8年以内、無利子） 貸付を受けた期間に相当する期間在職した場合、貸付金の返還の債務免除（ただし、雄武町の職員となった時点において、建築士の資格を取得していなかった場合は、職員となった日から2年以内に建築士の資格を取得した場合に限る）
大空町	その他	無料職業紹介所において紹介した雇用先に就業して、同一雇用先に継続して1年以上雇用されて方に6万円を助成し、以降同様に5年を限度として助成金を交付する。
	求人情報の提供	無料職業紹介所による求人情報の提供